

所沢市森林整備計画

令和5年3月

計画期間

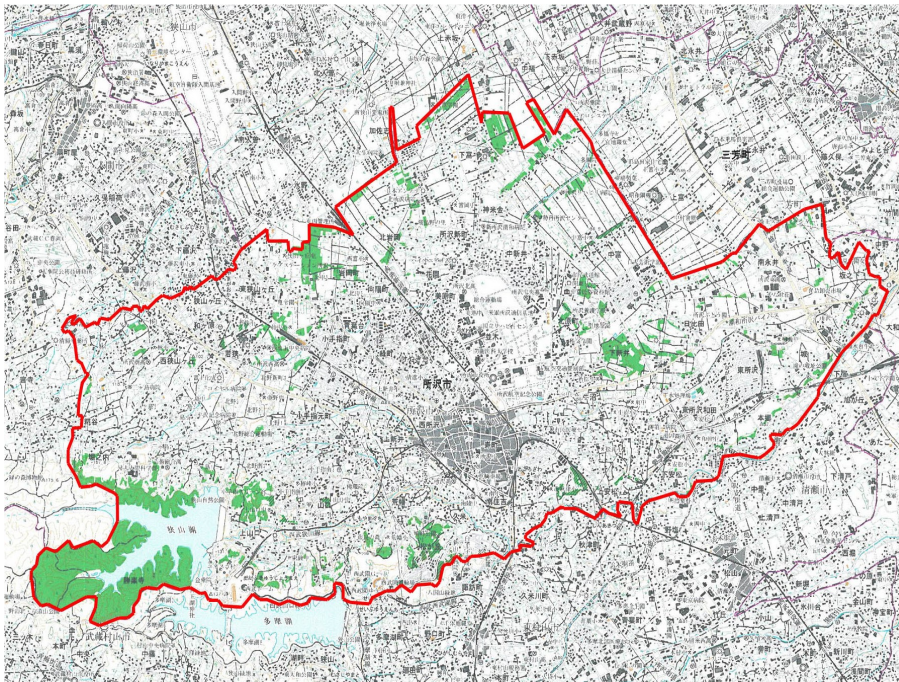
自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

埼玉県

所沢市

所沢市位置図



凡 例	
市町村界	
森林	

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、都心から30kmの首都圏にあり、武蔵野大台地のほぼ中央、多摩北部に接する埼玉県南西部に位置し、総面積7,211ha、地域森林計画対象森林面積は541ha、総面積に対する対象面積比は7.50%となっており、そのほとんどは、クヌギ、コナラ等を主体とした落葉広葉樹二次林です。

近年、大規模開発等による森林の消失傾向は収まりつつあるものの、依然として小規模な開発等による森林消失が続いており、生活環境等の変化から森林の十分な管理が行えず、荒廃が進みつつあります。

また、十分な管理が行えないことにより、住宅地に点在する森林においては、落葉や枯損木が適切に処理されないなどの問題が発生しています。

しかし、森林は多面的な機能や役割を持つものであり、その公益的機能の重要性が高まってきていることから、森林の適切な保全と整備が必要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

①狭山湖周辺の水源涵養機能を有する森林

適切な保育により下層植生や樹木の根が発達するとともに、浸透・保水能力の高い森林土壌が形成される森林。

②生活圏に近接するなど快適環境形成機能を有する森林

遮へいや汚染物質などの吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

③狭山湖周辺や三富新田周辺など市民の保健・レクリエーション機能を有する森林

自然とのふれあいの場や、保健活動に利用できる施設が整備されている森林。

④歴史的景観を形成している三富新田周辺など文化機能を有する森林

自然景観や歴史的風致を構成し、文化・教育活動に適した施設が整備される森林。

⑤狭山湖周辺の生物多様性保全機能を有する森林

希少な生物、特有な生物が生育・生息している森林。

森林の有する機能		機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
①	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすきまに富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②	快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
③	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

④	機能	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤		生物多様性保全機能	希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している湖畔の森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

市民の生活に潤いを与える森林として適切な保全を図るため、地域の特性、森林の自然的条件及び社会的ニーズを基に、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、保全整備に努めます。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。 水源涵養のための適切な管理を推進します。
快適環境形成機能		快適な生活環境を保全する観点から、大気の浄化等のために有効な維持管理を基本とし、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるように、適切な保全と整備を推進します。
保健機能	保健・レクリエーション機能	憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じた樹林相の維持を図り、公益的機能を損なわないように適切な管理を推進します。
	文化機能	自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観や風致の維持・形成に配慮した適切な管理を推進します。
	生物多様性保全機能	希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する湖畔の森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全します。

イ 森林施業の推進方策

伐採にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととします。

大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

各関係機関（埼玉県、公益社団法人埼玉県農林公社等）と連携を図りながら、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の促進、県産木材の流通・加工体制の整備等について計画的かつ総合的に推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
市内全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

※標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進に留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置に努めます。

主伐の時期については、高林齢化した林分が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和を考慮して伐採するものとします。

立木の伐採のうち、主伐については更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐：主伐のうち、択伐以外のもので自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、規模、伐採箇所の分散に配慮します。各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合は、所要の保護帯を設置するものとします。

択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

立木の伐木の標準的な方法は次のとおりです。

ア 森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、皆伐及び択伐の標準的な方法は、自然条件、樹種の特性及び森林の構成を勘案して行うものとします。

イ 森林の生物多様性の保全を図るため、野生生物の営巣等に重要な空洞木は、保残に努めます。

ウ 森林の多面的機能を図るため、当該森林の成木の平均樹高程度の幅を境界とし

て確保し、伐採跡地が連続しないように努めます。

エ 伐採後の適正な更新を確保するため、あらかじめ更新の方法を定め、伐採を行います。

林分構成区分による伐採の標準的な方法は次のとおりです。

(1) 育成複層林施業

- ・皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- ・天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況等に配慮します。

3 その他必要な事項

なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	広葉樹（ケヤキ等）	

※樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などを考慮します。

※定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市担当課及び林業普及指導員と相談のうえ、適切な樹種を選択します。

※スギを植栽する場合は、花粉発生量の少ない品種を選定するように努めます。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法を別に定めます。なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
広 葉 樹 等	疎	概ね 1, 500	
	中	概ね 2, 500	
	密	概ね 3, 200	

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽します。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として最小限度の刈り払いを実施する。ただし、現地の状況により省略することができます。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意します。
植 栽 の 時 期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林およびそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とし、人工造林すべき期間を定めるものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹類（クヌギ、コナラ等）
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

（2）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

（ア）期待成立本数

樹 種	期待成立本数
広葉樹（クヌギ、コナラ等）	10,000本/ha

（イ）天然更新すべき本数

樹 種	天然更新すべき立木本数
広葉樹（クヌギ、コナラ等）	3,000本/ha

※天然更新を行う際は、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所においては、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	ぼう芽整理（芽かき）は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとします。

(イ) ぼう芽更新

区 分	標準的な方法
伐 採	更新のための伐採は11月から3月の間とし、伐採位置はできるだけ地面に近い位置とし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよく行うこととします。
植 栽	ぼう芽の発生が良好でない場合は、目的樹種を植栽するものとします。
下 刈 り	下刈りは1～3年目に行うものとします。
芽 か き	ぼう芽整理（芽かき）は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとします。
除 伐	除伐は目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施しますが、不用木の除去により林冠に穴が空く場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理することとします。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とします。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とします。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間を定めるものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
狭山湖周辺の森林	埼玉県立狭山自然公園（普通地域） 対象地内に存する人工林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

3,000本/haを基本とするが、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとします。

5 その他必要な事項

なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な年齢			標準的な方法	備考
			初回	2回	3回		
スギ	標準伐期	1,500	—			森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。	
	長伐期		35	45			
ヒノキ	標準伐期	1,500	—			森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。	
	長伐期		40	55			

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	成長状況、雑草木の繁茂状況により必要に応じて行うこととします。	
つる切り	〃	適宜	つるの繁茂状況により必要に応じて行うこととします。	
除伐	〃	適宜	目的樹種と周辺植生の競合時期に実施し、有用広葉樹の育成等に配慮します。	
枝打ち	〃	適宜	間伐作業の効率化等を目的とし、かける労力と得られる効果に考慮しつつ実施します。	

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下層木の下刈り・つる切り・除伐	広葉樹	適宜	植栽木の生育状況、植生の状態等、現地の実態に即した効率的な作業を行うこととします。	
上層木の枝払い	〃	適宜	下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて枝払いを行うこととします。	

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	成長状況、雑草木の繁茂状況により必要に応じて行うこととします。	
つる切り	〃	適宜	つるの繁茂状況により必要に応じて行うこととします。	
除伐	〃	適宜	目的樹種と周辺植生の競合時期に実施し、有用広葉樹の育成等に配慮します。	
芽かき	〃	適宜	ぼう芽更新の場合、必要に応じて芽かき作業を行うこととします。	

3 その他必要な事項

間伐又保育が適正に実施されていない森林であって、下刈り、つる切り及び除伐を早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとします。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとします。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
市内全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年

※標準伐期齢に10年を加えたものを伐期齢の下限とする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④に掲げる森林の区域を別表1に定めるものとします。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとします。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとします。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとします。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとします。

イ 森林施業の方法

①・②・③・④の森林それぞれの機能推進を図るため環境に応じた森林施業を推進します。

択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めますが、特に保健文化機能、生物多様性保全機能が高いと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進します。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業をすべきものを当該の推進すべき森林施業の方法ごとに定めるものとします。(別紙2のとおり)

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
市内全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

なし。

(2) 森林施業の方法

なし。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし。

(2) その他

なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
なし。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
なし。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
なし。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
なし。
- 5 その他必要な事項
なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
なし。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
なし。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
なし。
- 4 その他必要な事項
なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
なし。
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
なし。
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点
なし。
 - イ 基幹路網の整備計画
なし。
 - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
なし。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

なし。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

なし。

4 その他必要な事項

なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

区域なし。

(2) 鳥獣害防止の方法

なし。

2 その他必要な事項

なし。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努めます。ナラ枯れ病についても監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ります。

またナラ枯れ病の拡大防止方法については、対象木の伐採及び発生材の搬出、切り株へのカシノナガキクイムシの飛散防止措置を行うことを主とし、周辺環境への影響を考慮し、薬剤による防除は極力行わないこととします。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除などに向け、他の行政

機関、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図ります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

質的な被害はないが、野生鳥獣による森林災害については、その防止に向け、県、森林所有者、市民団体等と協力して森林被害対策を図ります。また、野生鳥獣との共生にも配慮した森林整備等を推進します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火線の配備や作業道の充実により防災管理網を整備するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

なし。

(2) その他

なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

なし。

(2) 立木の期待平均樹高

なし。

4 その他必要な事項

なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

なし。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
なし。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

狭山丘陵の雑木林や市街地周辺に広がる平地林等において、市民がその維持管理活動に参加ができるように制度の確立を図るとともに、参加する市民・市民団体等の活動支援に努めます。

また、自然観察会、自然保護講座等のイベントを通じ、地域の自然や緑とふれあう環境教育（自然環境教育）の場としての活用を図ります。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

保全管理の主体は市民、市民団体、事業者等であり、樹林地の保全管理活動により発生する落葉・剪定枝・間伐材等は単に処分だけでなく有効利用に努めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

なし。

7 その他必要な事項

なし。

別表1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	001 - A 001 - B 001 - C 002 - A 002 - B 003 - A 003 - B の各林班	262.74
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市全域の各林班	541

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能）	004 005 007～009 021 025～028 031 033 の各林班	128.26
” （文化機能）	010 011 013～015 の 各林班	76.50
” （生物多様性功能）	001 - A 001 - B 001 - C 002 - A 002 - B 003 - A 003 - B の各林班	262.74

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	001 - A 001 - B 001 - C 002 - A 002 - B 003 - A 003 - B の各林班	262.74
長伐期施業を推進すべき森林	004 005 007～015 021 025～028 031 033 の各林班	128.26
複層林施業をすべき森林 （択伐による）	上記以外の林班	183

参考資料

(1) 人口及び就業構造

人口 344,082人

(2) 就業構造

(単位：人)

総数	農業	漁業	鉱業、採石業 砂利採取業	建設業
159,294	2,057	1	10	10,612
製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業
19,072	617	7,797	9,142	24,832
金融業、保険業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、専 門・技術サービ ス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービ ス業、娯楽業
5,233	4,023	6,664	8,084	5,700
教育、	医療、福祉	複合サービス事	サービス業	公務

学習支援業		業	(他に分類されないもの)	(他に分類されるものを除く)
8, 582	15, 581	514	10, 328	5, 216
分類不能の産業				
15, 228				

※平成28年度版所沢市統計書

(3) 土地利用

(単位：ha)

総土地面積	耕地面積	林野面積
7, 211	1, 450	660

※平成27～28年 埼玉県農林水産統計年報

(4) 森林より森林以外への土地の異動状況

(単位：ha)

平成25年度

農用地	施設用地 レジャー	住宅・別荘・ 工場等建築 敷地及びそ の他付帯地	砕石採土等	その他	合計
0.3	0	0	0	3	3.3

平成26年度

農用地	施設用地 レジャー	住宅・別荘・ 工場等建築 敷地及びそ の他付帯地	砕石採土等	その他	合計
0	0	0	0	5.2	5.2

平成27年度

農用地	施設用地 レジャー	住宅・別荘・ 工場等建築 敷地及びそ の他付帯地	砕石採土等	その他	合計
0	0	0	0	3	3

平成28年度

農用地	施設用地 レジャー	住宅・別荘・ 工場等建築 敷地及びそ の他付帯地	砕石採土等	その他	合計
0	0	0	0	4	4